

# 広島県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修 開催要綱

1. 目的 福祉サービス第三者評価事業に必要な一定レベルの知識、技術を習得するとともに、評価の信頼性を確保するために、評価の視点や基準を共有し、適正に第三者評価事業を実施できる評価者を養成します。

今年度は、障害分野・保育分野の評価調査者養成を行います。

2. 主催 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会（社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

3. 期 日 第1日目 平成21年8月 8日（土）  
 第2日目 平成21年8月 9日（日）  
 第3日目 平成21年8月30日（日） 【合計3日間】

4. 会 場 広島県社会福祉会館  
 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL(082)254-3411

5. 対 象 次の要件をすべて満たす人

(1)福祉サービスの質の確保と向上に関心があり、本事業の目的と内容を理解し、適切に評価業務を遂行できる人

評価は、次の2部門に分かれており、評価調査者となるには、次の要件を満たしている必要があります。なお、管理運営・サービスの両方の評価を行いたい場合は、①②の要件を2つとも満たす場合に受講可能となります。

①管理運営部門

組織管理運営業務(法人役員、管理、監督者または経営相談)を3年以上経験している人

②サービス部門

福祉・医療・保健分野の有資格者または学識経験者で、3年以上の経験を有している人

(2)本研修の全日程を受講できる人

(3)本県に所在する福祉サービス第三者評価機関から推薦を受けた人

なお、既に本県における評価調査者が、今回実施するサービス部門(障害分野・保育分野)の登録を追加したい場合は、該当の講義(講義4-②)を聴講し、課題を提出する必要があります。

6. 定 員 60人 ※受講申込者数が定員を超えた場合は、評価機関と協議し、受講決定します。

7. 日 程

<第1日目> (8月8日)

9:00 30 10:30 12:30 13:30 16:30

受付	開 会	講義1	講義2	昼 食	講義3
----	--------	-----	-----	--------	-----

<第2日目> (8月9日)

9:30 10:00 11:30 12:00 13:00 17:00

受付	講義4-①	講義5	昼 食	講義4-②
----	-------	-----	--------	-------

<第3日目> (8月30日)

9:30 10:00 12:30 13:30 17:00

受付	演習1	昼 食	演習2	ま と め	閉 会
----	-----	--------	-----	-------------	--------

## 8. 内容

講義1「第三者評価の全体像」

講師 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 事務局

講義2「第三者評価の理念と基本的な考え方」「評価調査者の役割と倫理」

講師 介護老人保健施設みつぎの苑 所長 山本 明芳(評価調査者指導者研修修了者)

講義3「書面(事前)審査・訪問調査の着眼点」

講師 介護老人保健施設みつぎの苑 所長 山本 明芳(評価調査者指導者研修修了者)

講義4-①「第三者評価基準の理解と判断のポイント(管理運営編)」

講師 広島県福祉サービス第三者評価調査者養成研修指導者

講義4-②「第三者評価基準の理解と判断のポイント(サービス編)」

講師 (障害分野) 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会基準等委員会 障害部会員

(保育分野) 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会基準等委員会 保育部会員

※この講義については、同じ時間帯で同時並行で行います。両方の講義を同時に受けることはできません。

講義5「利用者調査の方法等について」

講師 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 事務局

演習1「訪問調査の視点と方法」

演習2「評価結果のとりまとめ・評価報告書の記載」

講師 広島県福祉サービス第三者評価調査者養成研修指導者

## 9. 受講料

全日程受講の場合 1人30,000円(資料代,消費税を含む)

部分受講の場合 1人1日あたり 10,000円(資料代,消費税を含む) ※いずれも,受付時に徴収。

## 10. 申込方法

(1)受講を希望する人は、評価機関を経由して申し込んでください。

(2)申込締切 平成21年7月22日(水) 必着

(3)送付先 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 TEL(082)254-3437 FAX(082)250-5155

## 11. 研修の修了について

本研修の全課程を修了し、所定の課題を提出していただきます。本委員会において、修了が適当と判断された受講者に対して修了証書を交付します。

なお、遅刻・欠席等により未修了科目が生じた場合や課題の内容が不適切な場合等には、修了とみなされません。

## 12. その他

・管理運営部門のみに登録する場合は、講義4-②「第三者評価基準の理解と判断のポイント(サービス編)」サービス部門のみに登録する場合は、講義4-①「第三者評価基準の理解と判断のポイント(管理運営編)」の受講は必要ありません。

・やむを得ず、申込み後に研修をキャンセルする場合は、早急に事務局まで連絡をしてください。

・会場には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

・研修時間中は、電話等による呼び出しには応じられません。

・昼食のあっせんはいたしませんので、各自でご準備ください。

・「参加申込書」に記載された個人情報、研修の運営管理の目的にのみ利用します。

なお、本研修の参加者名簿には、所属(予定)評価機関と名前を掲載します。

## 13. 問い合わせ先

広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 (広島県社会福祉協議会)

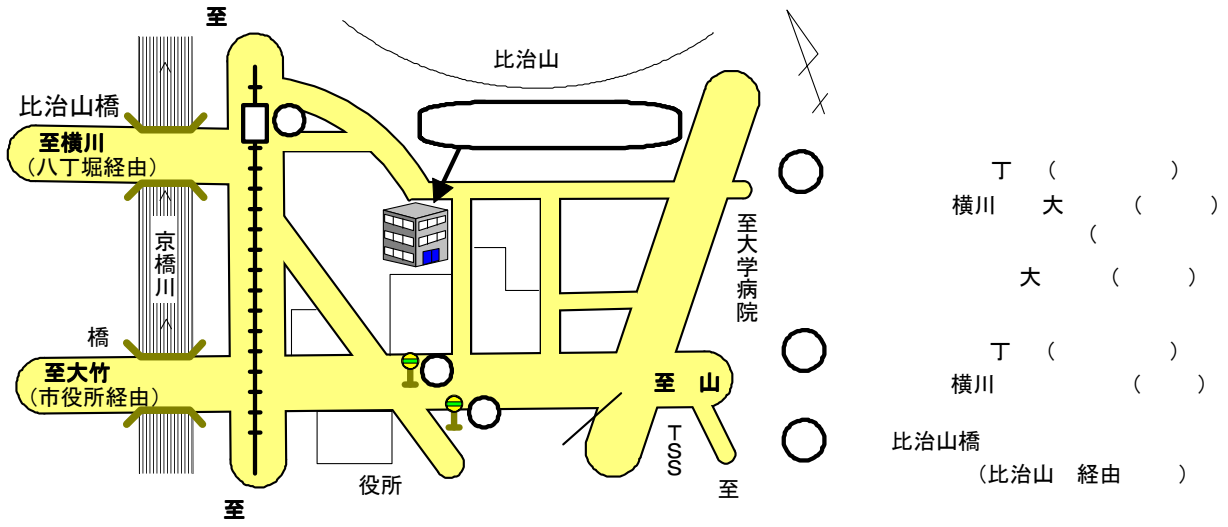
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

TEL(082)254-3437 FAX(082)250-5155

E-mail suishin@hiroshima-fukushi.net

# 【会場案内図】

## ◆広島県社会福祉会館



※駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。